にかほ市重層的支援体制整備事業

実施計画

令和６年３月　策定

（令和７年４月　改訂）

秋田県にかほ市

Ⅰ　計画の策定について

１．計画策定の趣旨

近年、急激な少子高齢化に伴い、核家族化や単身世帯の増加とともに、地域住民の意識変化から、住民同士のつながりの希薄化により、孤立や孤独、医療・介護・子育て等への不安や負担が増大し、地域を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、新たな福祉課題として、８０５０問題やダブルケアなど複雑化・複合化した課題や、ひきこもりや障がいグレーソーンなどの制度の狭間にある課題など、単一の支援機関だけでは解決が困難な事例が増えています。

本市では、平成３１年度から福祉事務所内に福祉総合相談窓口を開設し、市の関係部署や社会福祉協議会等の関係機関との連携を図ってきました。この取組みを更に強化し、「地域共生社会」の実現に向けて、対象者の属性や年代を問わない相談支援、多様な参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和５年度の移行準備事業を経て、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０６条の４に基づく重層的支援体制整備事業を令和６年度から本格実施します。

２．計画の位置付け

本事業の実施にあたっては、法第１０６条の５に基づきにかほ市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「実施計画」という。）を策定します。

また、本市では、地域福祉計画を各福祉分野の事業計画の上位計画として、基本目標を「暮らしやすい地域づくり」と掲げており、これを実現するための具体的な事業計画として実施計画を位置付けます。

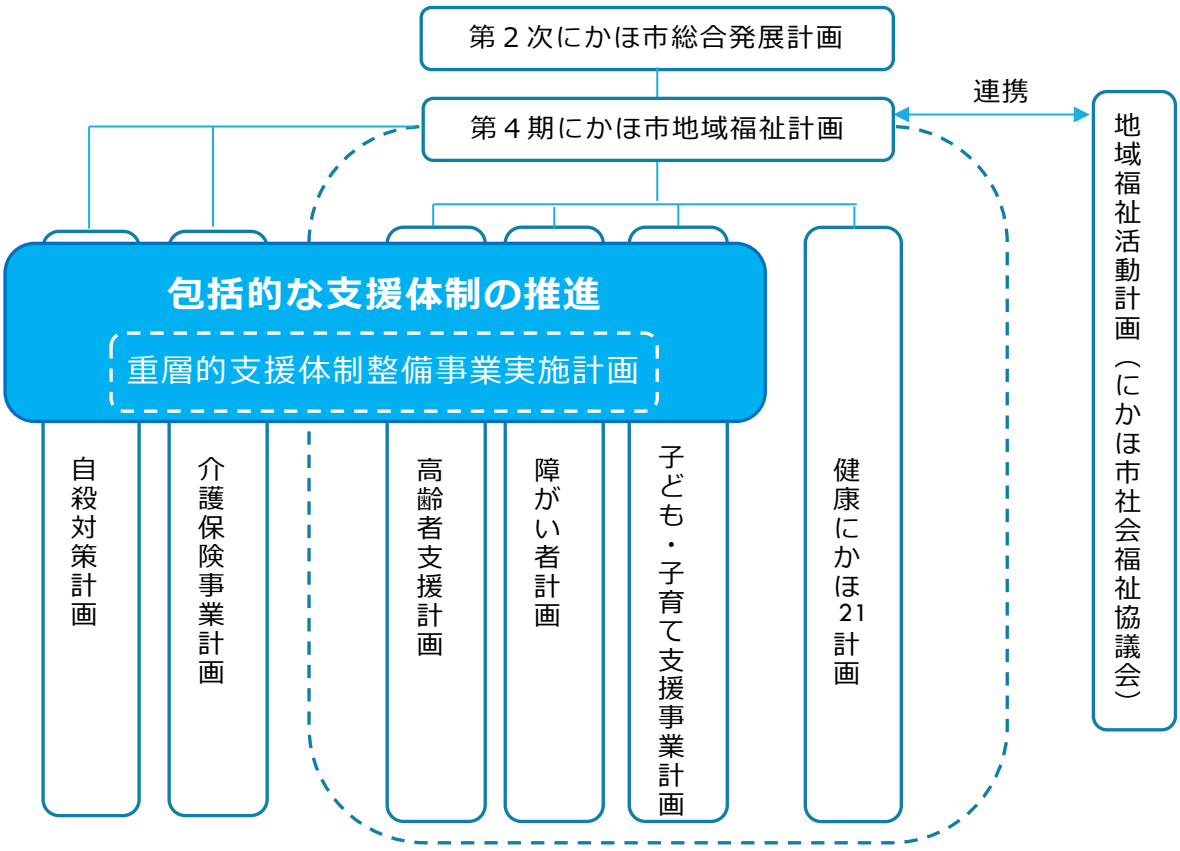

３．計画期間

実施計画の期間は、地域福祉計画との整合性を考慮し、令和６年度から令和８年度までの３年間とします。

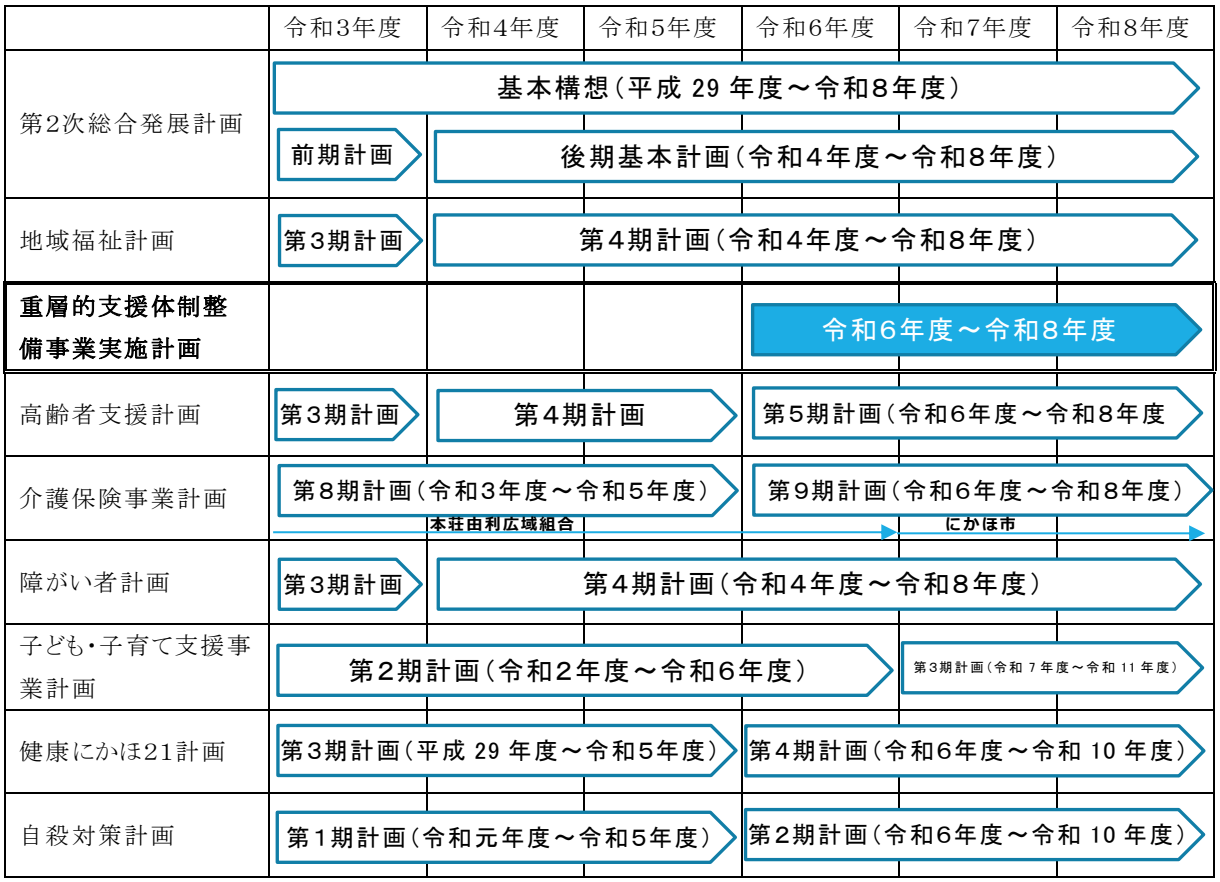

４．計画の検証・見直し

実施計画は、年度ごとに各事業の実施状況を確認した上で評価を行い、ＰＤＣＡサイクルによる見直しを行います。

また、地域福祉計画との一体的見直し等についても今後検討を行います。

Ⅱ　重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な相談支援体制を構築するため、属性や世代を問わずに相談を受け止めて支援する「相談支援」、社会とのつながりを作るための「参加支援」、交流や参加、学びの機会となる「地域づくりに向けた支援」の３つの支援として、各分野で行われている既存事業（包括的相談支援事業、地域づくり事業）と新規事業（多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）の５つの事業を一体的に実施するものです。

本市では、既存事業（包括的相談支援事業、地域づくり事業）については、これまで同様の設置形態（基本型）とし、引き続き関係機関との連携強化を図ります。

また、「多機関協働事業」「参加支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（直営分）」「総合相談事業」の４事業を一体的に実施する福祉総合相談窓口（福祉課）が関係機関と連携しながら包括的相談支援体制を構築していきます。

にかほ市重層的支援体制整備事業【全体図】

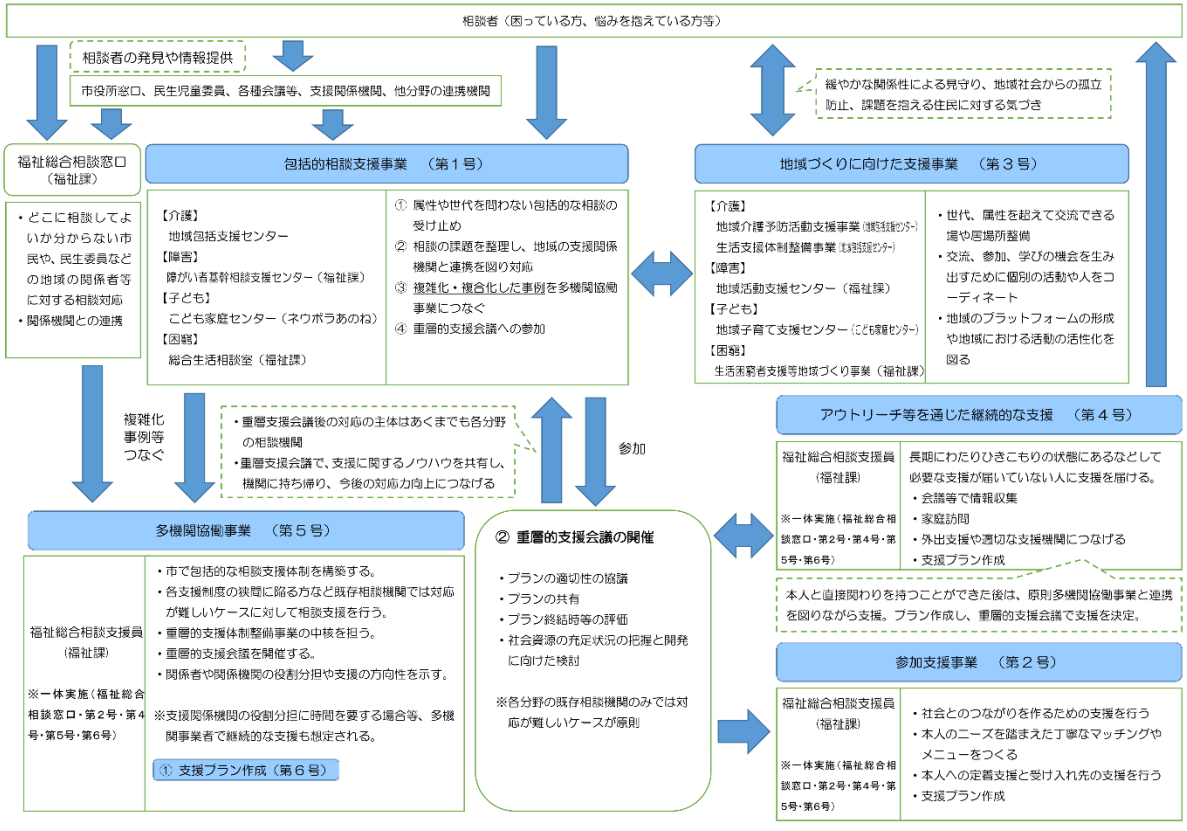

Ⅲ　各事業の実施体制

１．包括的相談支援事業（法第１０６条の４第２項第１号）

本事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮の分野ごとに行われている相談支援の取組を一体的に実施することで、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい場合には、各支援関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な支援関係機関につなぎます。

また、複雑化・複合化した課題を抱える事例や、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の対象になることが想定される事例については、多機関協働事業者に支援を依頼し、重層的支援会議で情報共有や支援関係機関の役割分担等を行います。

（１）地域包括支援センターの運営

分　　野	介護
事　業　内　容	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント
支 援 対 象 者	６５歳以上の高齢者等
相談支援機関名	にかほ市地域包括支援センター
設 置 箇 所 数	１か所
実　施　方　式	直営

（２）障害者相談支援事業

分　　野	障がい
事　業　内　容	一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援、基幹相談支援センターの運営、障がい児及び家族等への相談支援
支 援 対 象 者	障がいのある人及びその家族等
相談支援機関名	にかほ市障がい者基幹相談支援センター
設 置 箇 所 数	１か所
実　施　方　式	委託

（３）利用者支援事業

分　　野	子育て
事　業　内　容	全ての子ども及びその家庭等を対象とした実態把握、情報提供、相談、調査、指導及び関係機関との支援の総合調整、保健師等の専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談支援、母子保健に関するサービスの情報提供等
支 援 対 象 者	子ども及びその保護者、妊産婦等
相談支援機関名	にかほ市こども家庭センター
設 置 箇 所 数	１か所
実　施　方　式	直営

（４）生活困窮者自立相談支援事業

分　　野	生活困窮
事　業　内　容	生活困窮者に対する包括的・継続的相談、支援計画の作成・検討・評価、支援提供、社会資源の発掘・連携等
支 援 対 象 者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者及びその家族等
相談支援機関名	にかほ市総合生活相談室
設 置 箇 所 数	１か所
実　施　方　式	委託

本市では、上記４つの法定相談支援機関（１）～（４）との連携・支援等を図るため、次の事業を実施しています。

（５）総合相談事業

分　　野	福祉全般
事　業　内　容	既存の制度やサービス等の対象外になる狭間のケース、課題が多分野にわたるケースに対する相談支援、相談窓口が分からない方への案内機能、関係機関との連携・調整等
支 援 対 象 者	市民及びその家族、関係機関等
相談支援機関名	にかほ市福祉総合相談窓口
設 置 箇 所 数	１か所
実　施　方　式	直営

２．地域づくり事業（法第１０６条の４第２項第３号）

本事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮の分野ごとに行われている既存の地域づくりに関する取組を活かしつつ、それらの取組を一体的に実施することで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人のコーディネート、多分野がつながる地域のプラットフォームを促進します。

（１）地域介護予防活動支援事業

分　　野	介護
事　業　内　容	介護予防に関するボランティア等の人材育成、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援
支 援 対 象 者	６５歳以上の高齢者、介護予防活動を行う市民・団体等
拠　点　名　等	集落サロン
設 置 箇 所 数	４８か所
実　施　方　式	委託
連携する関係機関	地域包括支援センター、長寿支援課

（２）生活支援体制整備事業

分　　野	介護
事　業　内　容	生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の推進を図る。
支 援 対 象 者	６５歳以上の高齢者等
拠　点　名　等	にかほ市ささえあい創り隊

設置箇所数	１か所（第１層協議体）、３箇所（第２層協議体）
実施方式	第１層協議体：直営 第２層協議体：委託
連携する関係機関	地域包括支援センター、長寿支援課

（３）地域活動支援センター機能強化事業【※基礎的事業のみ実施】

分野	障がい
事業内容	障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る。
支援対象者	知的障がい者、精神障がい者、自立支援医療（精神通院）受給者、発達障がい者（児）
拠点名等	障害者自立支援センター　和
設置箇所数	１か所
実施方式	委託
連携する関係機関	福祉課、障がい者基幹相談支援センター

（４）地域子育て支援拠点事業

分野	子育て
事業内容	地域において子育て親子の交流等を行う場を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。
支援対象者	概ね３歳未満の児童及び保護者
拠点名等	仁賀保子育て支援センター　なかよし 金浦子育て支援センター　にこにこ 象潟子育て支援センター　ぐぅちょきぱぁ 上郷地域子育て支援センター　星城ひろば
設置箇所数	４か所
実施方式	委託
連携する関係機関	こども家庭センター

（５）生活困窮者支援等のための地域づくり事業

分野	生活困窮
事業内容	地域住民が属性や世代の垣根を越えて地域の様々な人と気軽に関わることができる居場所を活用し、子どもたちに対する食事提供や学習支援、交流イベント等の機会を通じて、新たな地域コミュニティを形成するとともに、子どもたちやその家庭が抱えている様々な困難や課題を把握し適切な支援につなげる。
支援対象者	市民
拠点名等	多目的福祉センター
設置箇所数	１か所
実施方式	委託
連携する関係機関	こども家庭センター、総合生活相談室、福祉総合相談窓口

３．多機関協働事業（法第１０６条の４第２項第５号）

本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援機関間の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすもので、主に支援者を支援する役割を担います。

原則、本人からの利用申込（本人同意）により「相談受付」を行い、紹介元の支援機関等から提供された情報に基づき、多機関協働事業者を担う福祉総合相談窓口が「アセスメント」を実施し、その結果を踏まえて「支援プラン」を作成します。

「重層的支援会議」において、支援機関の役割分担や、支援の目標・方向性等を整理した支援プランの適切性について協議し、決定した支援プランに基づき各支援機関等が支援を実施します。このほか、「重層的支援会議」では、支援プランのモニタリング及び終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討なども協議し、協議内容に応じた者を会議の構成員とするなど弾力的に運営します。

また、本人から同意が得られないため支援機関間での情報共有や役割分担ができない事例に関しては、会議の構成員に守秘義務が課せられている法第１０６条の６に基づく「支援会議」を開催し、支援機関間での情報共有や支援体制などを検討しながら、多機関協働事業につなげていきます。

４．参加支援事業（法第１０６条の４第２項第２号）

本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間のニーズに対応するため、参加支援事業者を担う福祉総合相談窓口が既存の社会資源への働きかけや拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニュー（企業や就労継続支援Ｂ型事業所等との連携による就労支援、社会福祉施設等の活用による居住支援、集落サロンや地域活動支援センター等の活用による居場所確保など）のコーディネート及びマッチングを行います。

また、マッチングをした後に、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

５．アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第１０６条の４第２項第４号）

本事業は、長期にわたりひきこもりの状態にある方や、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方などに支援を届けるため、アウトリーチ支援事業者を担う福祉総合相談窓口が本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を実施します。

また、支援対象者を把握するため、各種会議への参加や、関係機関と連携しながら訪問等により地域の状況等にかかる情報収集や支援対象者の掘り起こし等を行います。